○経済産業省告示第百九十六号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第一項の規定に基づき、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第十六条第一項の規定に基づく経済産業大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件（平成二十一年経済産業省告示第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月三日

経済産業大臣　直嶋　正行

第一条　第一号中リをヌとし、チの次に次のように加え、第二号中「行う」の下に「取引又は行為に係る」を加える。

リ　イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百九十五号）で定めるものをいう。）

第二条　本則に次の一号を加える。

三　居住者若しくは非居住者による本邦から外国へ向けた支払又は居住者による非居住者との間の支払等（イランから本邦へ向けた支払の受領に限る。）であって、イランの核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成十九年外務省告示第九十二号）で定めるものをいう。）又はイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づくイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転防止措置の対象となる活動を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百六十二号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

第三条　第一号中ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ　イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等によるコルレス関係の停止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百九十四号）で定めるものをいう。）

附　則

この告示は、平成二十二年九月三日から施行する。ただし、第三条の規定は、平成二十二年九月六日から施行する。

○経済産業省告示第百九十七号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入（平成十二年通商産業省告示第七百七十七号）の一部を次のように改正し、平成二十二年九月三日から施行する。

平成二十二年九月三日

経済産業大臣　直嶋　正行

第二号中「船積地域とする貨物の輸入」の下に「及びイランを原産地又は船積地域とする輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の一及び二の項の中欄に掲げる貨物、三の項（二）7に掲げる貨物（六ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたベローズ弁に限る。）、三の項（二）9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）並びに四の項の中欄に掲げる貨物の輸入」を加える。

附　則

この告示による改正後の外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入第二号（北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入及び」に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年四月十三日限り、その効力を失う。

○経済産業省告示第百九十八号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十五条第一項の規定に基づき、外国為替令第十五条第一項の規定により経済産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許可を要する特定資本取引（平成十五年経済産業省告示第百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年九月三日

経済産業大臣　直嶋　正行

第一条　第二号中リをヌとし、チの次に次のように加える。

リ　イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等の措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行以外の者を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百九十五号）で定めるものをいう。）

第二条　第二号中ヌをルとし、リの次に次のように加える。

ヌ　イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議の要請に基づく資産凍結等によるコルレス関係の停止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る銀行を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百九十四号）で定めるものをいう。）

附　則

この告示は、平成二十二年九月三日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十二年九月六日から施行する。

○経済産業省告示第百九十九号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第十八条第三項の規定に基づき、外国為替令第十八条第三項の経済産業大臣が指定する役務取引等（平成二十二年経済産業省告示第九十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年九月三日から施行する。

平成二十二年九月三日

経済産業大臣　直嶋　正行

第二号中「目的で行う」の下に「取引又は行為に係る」を加え、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　非居住者（イラン政府、イランの法令に基づき設立された法人その他の団体（当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。）若しくはイラン以外の地域に主たる事務所を有する法人その他の団体のイラン内の支店、出張所その他の事務所又はこれらのもの若しくはイラン国籍を有する自然人により実質的に支配されているものに限る。）との間で行う生命保険以外の保険に係る役務取引（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定の金融サービスに関する附属書第五項(a)(i)(B)に規定する生命保険以外の保険に係る元受保険又は当該元受保険に係る再保険（同項(a)(ii)に規定する再保険をいう。）若しくは再々保険（同項(a)(ii)に規定する再々保険をいう。）の引受けをいう。）であって、イランの核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づく資金の移転防止措置の対象となるイランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する活動を指定する件（平成十九年外務省告示第九十二号）で定めるものをいう。）又はイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する活動として外務大臣が定めるもの（国際連合安全保障理事会決議に基づくイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転防止措置の対象となる活動を指定する件（平成二十二年外務省告示第三百六十二号）で定めるものをいう。）に寄与する目的で行う取引又は行為に係るもの

附則中「第三号」を「第四号」に改める。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）